

越前市武道館 施設使用料の変更について

◆変更前(令和2年3月31日まで適用)

武道館 (円)

使用区分			
個人使用	中学生以下	1回につき	50
	高校生		70
	一般		150
専用使用	1面1時間につき		1,000

宿泊所

使用区分			
高校生以下	1泊につき		500
一般			1,000

※洗濯代は実費徴収する。

道場附帯室、宿泊所和室

使用区分		使用時間		
		9時から12時	12時から17時	17時から22時
附帯室	和室(2室)	700	1,500	2,000
	会議室(2室)	500	700	1,000
宿泊所	和室	500	700	1,000

※各施設について空調を使用した場合、使用料の2割増しとする。

※各施設について、市外住民が使用した場合、各使用料の5割増しとする。(10円未満の端数切り捨て)



◆変更後(令和2年4月1日から適用)

武道館 (円)

使用区分			使用時間		
			平日		土、日、祝
			9時から17時	17時から22時	9時から22時
個人使用	高校生以下	1人1時間につき	50	100	100
	一般		100	150	150
専用使用	1面1時間につき		1,000	1,100	1,100

宿泊所

使用区分			
高校生以下	1泊につき		600
一般			1,100

※洗濯代は実費徴収する。

会議室

使用区分			
附帯室	和室(2室)	1時間につき	150
	会議室(2室)		100
宿泊所	和室		50

※附帯室、宿泊所を営利目的で使用する場合、使用料の20倍額とする。

空調

使用区分			
柔道、剣道場	1時間につき		400

使用区分		1回	1ヶ月	1年間
附帯室	和室(2室)	300	1,500	9,000
	会議室(2室)	200	1,000	6,000
宿泊所	和室	400	2,000	12,000
	洋室	200	1,000	6,000

※各施設について、市外住民が使用した場合、各使用料の5割増しとする。(10円未満の端数切り捨て)

※使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間として計算する。

問合せ先 越前市教育委員会事務局
スポーツ課 0778-22-7463